

2人権号外
令和3年(2021年)2月26日

関係団体の長 様

長野県県民文化部人権・男女共同参画課長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における
差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染や誹謗中傷等の防止に向けた御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、標記改正法が令和3年2月13日に施行され、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

当該規定の具体的な内容は別添のとおりですので、その趣旨を十分ご理解の上、新型コロナに起因する差別的取扱いの防止に向け、一層の周知等にお取り組みくださいますようお願いいたします。

県といたしましては、引き続き市町村や関係団体の皆様と一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

担 当 人権・男女共同参画課人権尊重係 柳沢秀信(課長) 鷹野裕司(担当) 電 話 026-235-7106 ファクシミリ 026-235-7389
